備考

１　本則第７条第３項において準用する本則第６条第２項（以下「本則第６条第２項」という。）に定める「「備考」に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は，前記１(1)イ，２，３，５及び６の事項とする。

２　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定により共同して，違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は

(1)　各報告者の連名で本報告書を作成すること。また，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については，記名押印に当たってその旨も付記すること。

(2)　連絡先部署名は，本則第１０条又は第２０条第２項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。

(3)　共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項、又は同法第７条の８第４項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。

３(1)　本則第６条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には，本則第８条に定める当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して２０日を経過した日までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

(2)　前記７(1)②の報告書については，原則として，本則第６条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては，当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

４　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称，住所又は所在地，法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上，代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。また，本則第６条第２項の口頭による報告を行う場合においても，報告の際に委任状を提出すること。

５　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。

６　本報告書を電子メールで送信する際は，誤送信することのないようにすること。

様式第４号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

協議の申出書

年　　月　　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名　　印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の５第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同項各号に掲げる行為について協議を申し出ます。

附　則

この規則は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。